

大仙市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和 8 年 6 月

大 仙 市

【目次】

第1部	はじめに	1～2
第2部	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	3～11
第1章	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な考え方等	3～7
第1節	目的及び基本的な戦略	3
第2節	基本的な考え方	4
第3節	実施上の留意事項	5
第4節	対策推進のための役割分担	6～7
第2章	新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点	8～10
第1節	対策項目ごとの基本理念と目標	8～9
第2節	複数の対策項目に共通する横断的な視点	10
第3章	市行動計画の実効性を確保するための取組等	11
第1節	市行動計画等の実行性確保	11
第3部	新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	12～52
第1章	実施体制	12～21
第1節	準備期	12～13
第2節	初動期	13～16
第3節	対応期	16～21
第2章	情報提供・共有・リスクコミュニケーション	22～26
第1節	準備期	22～24
第2節	初動期	24～25
第3節	対応期	25～26
第3章	まん延防止	27～29
第1節	準備期	27
第2節	初動期	28
第3節	対応期	28～29

第4章 ワクチン	29～43
第1節 準備期	29～34
第2節 初動期	35～39
第3節 対応期	39～43
第5章 保健	44～46
第1節 準備期	44
第2節 初動期	44～44
第3節 対応期	45～46
第6章 物資	47～48
第1節 準備期	47
第2節 初動期	47
第3節 対応期	47～48
第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保	49～52
第1節 準備期	49～50
第2節 初動期	50
第3節 対応期	50～52
(参考)	
略称・用語解説	53～56

第1部 はじめに

【大仙市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的】

本市では、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という)第8条に基づき、大仙市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「市行動計画」という。)を平成27年12月に策定し、対策を講じてきた。

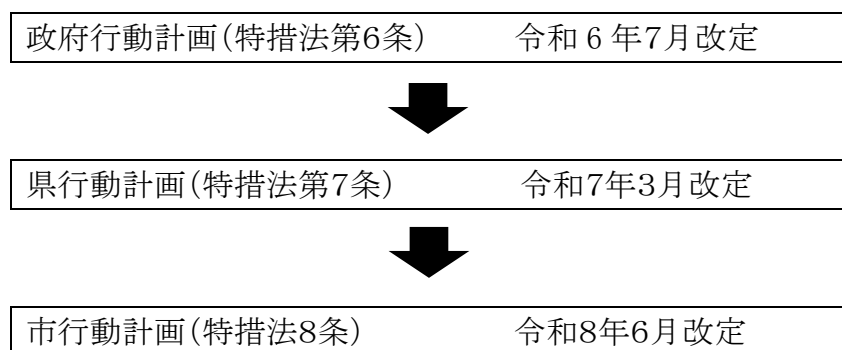
しかしながら、令和2年3月からの新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下「新型コロナ」という。)の感染者対応(以下「新型コロナ対応」という。)を通じて、感染症拡大時の医療提供体制や関係機関との連携、市民への情報提供・共有のあり方について、平時の備えの不足や情報の混乱等の新たな課題が明らかになったところである。

新型インフルエンザ等の発生時において、感染拡大を可能な限り抑制するために行う不要不急の外出自粛、施設の使用制限等の対応は、市民生活に及ぼす影響を最小限にすることが必要であり、社会経済とのバランスを考慮した柔軟な対応を促していくためには、速やかな情報収集・分析や発信、平時における研修、訓練、備蓄等の備えを充実させることが重要である。

これらの課題等に対応するため、国では、令和6年7月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という。)を、また県においては、令和7年3月に秋田県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。)の改定を行った。

本市においても、市全体で次なる感染症危機に備えるとともに、発生時の円滑な対応を可能とするため市行動計画を改定する。

【行動計画の位置づけ】



【市行動計画の概要】

市行動計画は、新型インフルエンザや新型コロナだけではなく、その他の呼吸器感染症も念頭に置いたうえで、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

市行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は、次のとおりである。

表1-1

- | |
|---|
| <p>① 新型インフルエンザ等感染症
(全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの)</p> <p>② 指定感染症
(当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ全国的に急速なまん延のおそれがあるもの)</p> <p>③ 新感染症
(全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの)</p> |
|---|

【計画期間】

市行動計画の計画期間は、国・県の計画期間に合わせ、令和8年度から令和14年度までのおおむね6年間ごとに改定していく。

なお、最新の科学的知見が得られた場合や新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、前記の期間にかかわらず、市行動計画等の見直しを適時適切に行うものとする。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な考え方等

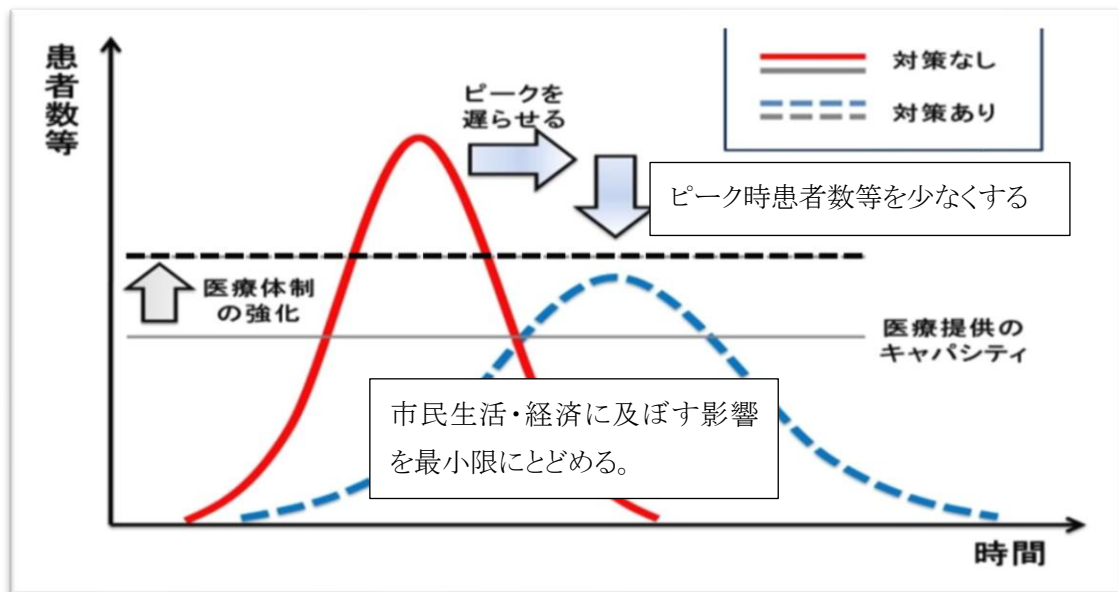
第1節 目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等患者の発生が一定の期間に偏った場合、医療機関のキャパシティを超えてしまうことを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、次の2点を主たる目的として具体的な対策を講じていく。

(1) 感染症拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を可能な限り抑え、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

図2-1 対策の効果 概念図



(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小減にとどめる。

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び地域経済の安定を確保する。
- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 業務継続計画の作成や実施等により、医療提供体制又は市民生活及び地域経済の安定維持に努める。

第2節 基本的な考え方

(1) 段階に応じた対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでを3期に分けて対策を行う。

- ①準備期 : 発生前の段階
訓練、資器材の整備等行う。
- ②初動期 : 国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階。
国の政府対策本部設置の公表に基づき、直ちに初動対応の体制に切り替える。
- ③対応期 : 新型インフルエンザ等政府対策本部が設置され、基本的対処方針が策定された以降の段階。

対応期は、更に4つの時期分けて考えることができる。

- ・ 封じ込めを念頭に対応する時期
- ・ 病原体の性状等に応じて対応する時期
- ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
- ・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

(2) 社会全体で取り組む対策の重要性

感染症対策は、不要不急の外出自粛要請、施設の使用制限等の医療対応以外の対策と医療対応を組み合わせで行う。

医療対応以外の対策は継続する重要業務を絞り込む等の対策を積極的に検討する。

第3節 実施上の留意事項

市は、特措法その他の法令、本行動計画等に基づいた、対策を実施する場合、次の点に留意する。

(1) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策

柔軟かつ機動的な対策の切替えを円滑に行なう。

(2) 基本的人権の尊重

要請や行動制限は最小限とし、誹謗中傷等の人権侵害が生じないよう取り組む。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、県対策本部及び市対策本部は、相互に緊密な連携を図る。

(4) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

社会福祉施設等と医療機関との連携体制を確保しつつ、施設職員に対する感染症の予防、まん延防止のための感染症対策等について助言する。

市や関係機関は、平時から連携し、有事に備えた準備を行う。 ・

(5) 感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応を想定し、平時から避難所の感染制御体制を整える。

(6) 記録の作成や保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

第4節 対策推進のための役割分担

(1) 国

- ・ 地方公共団体及び指定(地方)公共機関等への支援
- ・ WHO 等の国際機関や諸外国との国際的な連携
- ・ ワクチン、医薬品の調査や研究
- ・ 感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有

(2) 県

- ・ 業務継続計画(BCP)の策定勧奨
- ・ 情報提供・共有体制の整備
- ・ 発生時の行政手続等のDXの推進
- ・ 医療機関と病床確保等の医療措置協定締結
- ・ 検査機関、医療機関と検査等措置協定締結
- ・ 宿泊施設等の措置協定締結
- ・ 保健所の対応、検査体制、宿泊療養等の準備

(3) 市

- ・ 情報提供・共有体制の整備
- ・ 発生時の行政手続等のDXの推進
- ・ ワクチンの接種
- ・ 市民への生活支援(要配慮者への支援)

(4) 医療機関

- ・ 県との医療措置協定締結
- ・ 院内感染対策の研修
- ・ 周辺医療機関や社会福祉施設、保健所等との訓練
- ・ 感染症対策物資等の確保

(5) 指定(地方)公共機関

- ・ 特措法に基づく対策の実施

(6) 登録事業者

- ・ 事業継続等の準備

(7) 一般の事業者

- ・ マスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄

(8) 市民

- ・ 健康管理
- ・ 基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)
- ・ マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄
- ・ 感染症に関する情報への理解と人権尊重

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

第1節 対策項目ごとの実施内容

本行動計画の主な対策項目である7項目は、一連の対策として実施される必要がある。

表2-1 対策7項目の概要

期 対策項目	準備期	初動期	対応期
① 実施体制	実践的訓練、国・県等との連携強化	対策本部の設置	職員の派遣、応援の対応
② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	情報提供・共有、相談窓口等の設置準備	迅速かつ一体的な情報提供・共有、偏見・差別等への対応	
③ まん延防止	基本的な感染対策の普及	患者・濃厚接触者への対応の確認	・発生状況、重症化率等に基づいた対策 ・緊急事態宣言における対策
④ ワクチン	予防接種への理解を深める情報提供	接種体制の構築	接種開始、健康被害救済
⑤ 保健	研修・訓練の実施、多様な主体との連携	有事体制への移行準備	県の健康観察等への協力
⑥ 物資	感染症対策物資の備蓄	備蓄状況の確認、供給準備	需給状況の確認、供給
⑦ 市民の生活・地域経済の安定化の確保	・業務継続計画の策定 ・衛生用品の備蓄等の勧奨	事業継続に向けた準備等の勧奨	市民生活・地域経済安定の確保に向けた対応

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

① 実施体制

平時から、関係機関において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高める。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、市対策本部を中心に政策を実行し、感染拡大を可能な限り抑制する。

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

平時から、国が提供・共有する情報を活用して、市民等とのリスクコミュニケーションのあり方を整理し、体制整備や取組を進める。

③ まん延防止

強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、国が行うまん延防止等重点措置や緊急事態措置を踏まえて対策を実施する。

④ ワクチン

医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、ワクチンの迅速な確保及び接種を行う。

⑤ 保健

感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、業務量の想定、感染症危機下において必要となる機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行う。

⑥ 物資

平時から市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄する。

⑦ 市民生活及び地域経済の安定の確保

平時から、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。加えて、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第2節 複数の対策項目に共通する横断的な視点

以下の I から V までの視点は、複数の対策項目に共通しているものであり考慮する。

I 人材育成

平時から、中長期的な視野で専門性の高い人材の育成を進めつつ、幅広い人材を対象とした訓練や研修等を行い、人材の裾野を広げる。

II 国と地方公共団体との連携

平時から、国や県との連携体制構築に努め、新型インフルエンザ等の発生時には、市民、事業者、関係機関等に対して適切な情報提供・共有を行う。

さらに、平時から県との意見交換を進めるとともに、共同して訓練等を行う。

III DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

新型コロナ対応を踏まえ、医療 DX を含め、感染症危機への対応に備えた DX を推進する。

さらに、DX 推進に必要な人材の育成や、データ管理のあり方の検討を進める。こうした取組を進めるに当たっては、視覚や聴覚が不自由な方等にも配慮した、市民「一人ひとり」への適時適切な情報提供・共有を行う。

IV 研究開発への協力

国や国立健康危機管理研究機構(以下「JIHS」という。)、医療機関、関連する学会、大学等の研究機関、製薬関連企業等の研究開発の推進に協力する。

V 国際的な連携

新型インフルエンザ等は、国境を越えて広範囲に感染拡大するものであり、対応にあたっては国際的な連携が不可欠である。

そのため、国による国際的な連携強化に基づく情報等を対策に活用する。

第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等

第1節 市行動計画等の実効性確保

(1) EBPM(エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング)の考え方に基づく政策の推進

平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用するEBPMの考え方に基づいて政策を実施する。その前提として、適切なデータの収集とその分析ができる体制が重要である。

(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運(モメンタム)の維持

行政、関係機関、市民等が幅広く対応に関与した新型コロナ対応の経験を踏まえ、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運(モメンタム)の維持を図る。

(3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

市は、訓練・研修の実施やそれに基づく点検や改善が継続的に取り組まれるよう、医療関係団体・社会福祉施設をはじめとした各種団体との連携や協力を進める。

(4) 定期的なフォローアップと必要な見直し

政府行動計画の改定を踏まえて、おおむね6年ごとに本計画の改定を行う。

なお、新型インフルエンザ等が発生した場合は、上記の期間にかかわらず、その対応経験を基に本計画等の見直しを行う。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が市内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、市全体で取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築、組織体制の編成、人員の調整及び縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関の連携を強化する。

(2) 所要の対応

1-1 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画、県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。
(総務部・健康福祉部)

1-2 市行動計画等の作成や体制整備・強化

① 市は、市行動計画の作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者からの意見を聴取する。
(健康福祉部)

② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において必要な業務を継続するため、県等の業務継続計画との整合性にも配慮しながら、業務継続計画を作成・更新する。
(全部局)

③ 市は、新型インフルエンザ等の発生前から危機管理として、新型インフルエンザ等対策庁内連絡会議(以下「庁内連絡会議」という。)を開催し、市行動計画に基づく新型インフルエンザ等の発生に備えた対応方針や事前準備・関係部局等の連携に努める。

また、国、県、事業者等との連携を図り、発生時に備えた準備等を検討する。

庁内連絡会議は、健康福祉部長、総合防災課長、防災専門監、健康増進センター所長、その他関係課長をもって構成する。

庁内連絡会議は、健康福祉部長が招集し、主宰する。

庁内連絡会議の事務局は、健康福祉部健康増進センターに置く。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

④ 市は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等の実施を行うとともに、関係機関との連携強化や役割分担に関する調整を行う。
(総務部・健康福祉部)

⑤ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材、行政職員等の養成等を行う。
(健康福祉部)

1-3 国及び地方公共団体等との連携強化

① 市は、県及び指定(地方)公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
(健康福祉部、関係部局)

② 市は、県及び指定(地方)公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、関係機関との情報交換等を始めとした連携体制を構築する。
(健康福祉部)

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。

市は、準備期における所要の対応等に基づき、必要に応じて、大仙市新型インフルエンザ等対策本部(大仙市新型インフルエンザ等対策本部条例第20号)を設置し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

(2) 所要の対応

2-1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

① 国が政府対策本部を設置した場合や県対策本部を設置した場合において、市は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
(総務部、健康福祉部)

② 市は、必要に応じて、第1節(準備期) 1-2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。
(全部局)

2-2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、必要となる予算を迅速に確保し、速やかに対策を実施する。
(総務部、関係部局)

2-3 大仙市新型インフルエンザ等対策部

政府対策本部又は県対策本部が設置されたときには、市は、健康福祉部長を長とする任意の「新型インフルエンザ等対策部」又は必要に応じて市長を本部長とする「新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、国、県、事業者等との連携を強化し全庁体制で、市行動計画に基づき必要な措置や対応を実施する。

① 新型インフルエンザ等対策部の設置

新型インフルエンザ等の発生状況の把握と国及び県対策本部からの指示、情報等を的確に処理するため必要に応じて新型インフルエンザ等対策部(以下「対策部」という。)を置く。

② 対策部は、次の部局長等で構成する。

対策部長を健康福祉部長、副対策部長を健康福祉部次長又は対策部長が指名する職員とし、各部局長、総合防災課長、防災専門監、健康増進センター所長をもって構成する。対策部において必要があるときは、関係課所または、関係機関の職員を求めることができる。

対策部会議は、健康福祉部長が招集し、主宰する。

③ 対策部の事務局

健康増進センターに置く。

なお、国が特措法に基づく「緊急事態宣言」を行った場合は、「新型インフルエンザ等対策本部」を速やかに設置する。

(総務部・健康福祉部、関係部局)

2-4 大仙市新型インフルエンザ等対策本部

① 大仙市新型インフルエンザ等対策本部

①-1 新型インフルエンザ等が発生し、国が特措法に基づく緊急事態宣言を行った場合は、市長を本部長とする大仙市新型インフルエンザ等対策本部(以下「市対策本部」という。)を設置し、市対策本部会議において対策の内容を検討し、総合的かつ組織的に推進する。

①-2 市対策本部は、次の事項を所掌する。

- 国、県の対応策の決定に基づく市対応策の決定等に関すること。
- 新型インフルエンザ等に関する情報の収集・分析に関すること。
- 初動対策の決定に関すること。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

- 国、県、隣接市町及び関係機関との連携に関すること。
- 予防接種などの新型インフルエンザ等のまん延防止及び医療の確保に関すること。
- 社会活動等の自粛及び企業活動の抑制に関すること。
- 要配慮者の対応に関すること。
- 埋火葬体制に関すること。
- 物価の安定及び生活関連物資等に関すること。
- 通信、交通、ライフライン(電気、ガス、水道等)の機能確保に関すること。
- その他市対策本部の活動に関する事項

①-3 市対策本部に、次に掲げる職員を置く。

- ・本部長 市長
- ・副本部長 副市長、教育長
- ・本部員 各部局長、支所長等

①-4 市対策本部は、①-3の他、本部長が必要と認めた本部員で構成し、本部長が主宰する。

①-5 本部長に事故があるとき、または欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

①-6 市対策本部会議は、必要に応じて本部長が招集する。

①-7 本部長は、必要があると認めるときは、市対策本部会議に関係機関の長等の出席を求めることができる。

①-8 市対策本部の事務局は、総務部に置き、次の事項を所掌する。

- 市長への報告に関すること
- 国、県及び関係機関との連絡調整に関すること
- 対策実施のための諸調整に関すること
- その他本部長が命ずる事項

2-4 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要な予算を確保し速やかに対策を実施する。

(総務部、関係部局)

第3節 対応期

(1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

(2) 所要の対応

3-1 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

(健康福祉部)

3-1-1 体制整備・強化

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延により、全部または大部分の事務を行うことが出来なくなると認めるときは、特措法第26条の2第1項により県に対し、新型インフルエンザ等対策の事務代行を要請する。

(総務部、健康福祉部、関係部局)

- ② 市は、その区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施するために必要があると認めるときは、特措法第26条の3第2項及び第26条の4により県に対して応援を求める。

(総務部、健康福祉部)

3-1-2 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて財源を確保し必要な対策を実施する。

(総務部、関係部局)

3-2 緊急事態措置の検討等について

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。

市は、緊急事態宣言措置を的確かつ迅速に実施するため特措法第36条第1項により必要な調整を行う。

(総務部、健康福祉部)

3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

市は、新型インフルエンザ等対策等緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。)がなされたときは、市対策本部を廃止する。(総務部、健康福祉部)

【実施体制のイメージ】

《新型インフルエンザ等対策庁内連絡会議》

○準備期に設置
 (新型インフルエンザ等未発生期に設置)
 健康福祉部長、総合防災課長、
 防災専門監、
 健康増進センター所長 等
 事務局:健康増進センター

《新型インフルエンザ等対策部》

○新型インフルエンザ発生 → 任意設置

部長 :健康福祉部長 副部長 :健康福祉部次長又は部長が 指名する職員
部員 :各部局長、総合防災課長、 防災専門監、健康増進センター 所長 等
事務局:健康増進センター

連携

《関係機関》

- ・大仙保健所
- ・大曲仙北広域市町村圏組合
- ・大曲仙北医師会
- ・大曲厚生医療センター
- ・秋田県薬剤師会大曲仙北支部

等

《新型インフルエンザ等対策本部》

○新型インフルエンザ等緊急事態宣言
 → 速やかに設置

本部長 : 市長 副本部長 : 副市長、教育長
本部員 : 各部局長、支所長 等
事務局 : 総務部総合防災課

連携

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

【市における、各発生段階の実施体制・対応】

発生段階	実施体制	対 応
準 備 期	庁内連絡会議	・発生に備えた準備、検討、情報共有
初 動 期	市対策部 市対策本部 ※(任意)	・国の基本的対処方針に基づく対応策の検討 ・市行動計画に基づく具体的な対策の検討
対 応 期	市対策本部	・国の基本的対処方針に基づく対応策の決定 ・市行動計画に基づく具体的な対策の決定 ・国が「緊急事態宣言」を発令した場合、市対策本部を設置 ・国の基本的対処方針の変更及び対処方針に基づく対策の決定

※市対策本部(任意):本部長(市長)の判断に基づき国が発令する「緊急事態宣言」より前に、必要時には任意の市対策本部を設置することができる。

【市部局等の主な役割】

部局名	主 な 役 割
共 有 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の感染、まん延防止に関すること。 ・市の行政機能の維持に関すること。 ・市民への情報提供・啓発・指導に関すること。 ・県の各部局からの情報収集に関すること。 ・所管する施設の感染予防及び感染拡大防止に関すること。 ・所管する施設の臨時休館等の調整に関すること。 ・所管業務に係る関係機関等との連絡調整に関すること。 ・所管する会議、イベント等の調整に関すること。 ・その他、新型インフルエンザ等に関すること。
総 務 部	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等対策行動計画に関すること (健康福祉部と連携) ・対策部に関すること(健康福祉部と連携) ・対策本部の運営に関すること。(健康福祉部と連携) ・危機管理に関すること。(健康福祉部と連携) ・ライフライン(通信、電源等)に関すること。 ・職員の衛生管理及び健康管理に関すること。 ・庁舎の衛生管理に関すること。 ・マスク、消毒液、防護服等の備蓄・配送に関すること。 ・被害情報の収集、統括に関すること。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車の管理に関する事。
企 画 部	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関への情報提供及び連絡調整に関する事。 ・市民等へ広報、ホームページ等の複数の媒体を活用した感染拡大防止対策等の啓発、周知に関する事。(健康福祉部と連携) ・外国人の支援及び連絡調整に関する事。 ・広報資料の収集作成に関する事。
市 民 部	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の埋火葬に関する事。 ・廃棄物収集及び処理機能の確保に関する事。 ・税の減免措置等に関する事。
健 康 福 祉 部	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等対策行動計画に関する事。(総務部と連携) ・対策本部の設置及び運営に関する事。(総務部と連携) ・危機管理に関する事。(総務部と連携) ・庁内連絡会議及び対策部の運営に関する事。 ・新型インフルエンザ等に係る情報収集・分析に関する事。 ・新型インフルエンザ等の情報提供に関する事。(企画部と連携) ・感染拡大防止対策の啓発に関する事。(企画部と連携) ・国、県及び隣接市町との連絡調整に関する事。 ・関係機関との連携及び連絡調整に関する事。 ・新型インフルエンザ等の相談対応及び帰国者・接触者相談窓口の設置に関する事。 ・予防接種(特定・住民接種)に関する事。 ・社会福祉施設等の感染予防及び感染拡大防止に関する事。 ・要援護者の状況把握及び支援に関する事。 ・医薬品に関する事。 ・その他医療及び社会福祉全般に関する事。
こども未来部	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て関連施設等の感染予防及び感染拡大防止に関する事。
農 林 部	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧に関する事。 ・事業者等との連絡調整に関する事。 ・事業所等における感染予防及び感染拡大防止の要請に関する事。 ・金融措置に関する事。
経 済 産 業 部	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者、商工会議所等との連絡調整に関する事 ・事業所等における感染予防及び感染拡大防止対策の要請に関する事。 ・金融措置に関する事。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に関すること。 ・市営住宅における感染予防及び感染拡大防止に関すること。
各支所	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁各部局と連携した活動に関すること。
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・児童、生徒及び教職員等に対する感染予防対策に関すること。 ・保護者等に対する情報提供及び感染拡大防止対策への協力要請に関すること。 ・給食の衛生管理に関すること。 ・臨時休校等の措置に関すること。 ・その他教育全般に関すること。
上下水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道に関すること。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

(1) 目的

市民が、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い感染症に関するリテラシーを高めるとともに、国、県による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や可能な限り双方向のコミュニケーションに努めるなどリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に生かす方法等について整理し、あらかじめ定める。

(2) 所要の対応

1-1 新型インフルエンザ等の発生前における市民への情報提供・共有

1-1-1 市における情報提供・共有

- ① 市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策（一般的な感染対策や健康管理、発生地域等への不要不急の外出自粛、延期等の呼びかけ等）について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供・共有を行う。
（総務部、企画部、健康福祉部）
- ② 市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、個人レベルの基本的な感染対策の普及を図る。
（企画部、健康福祉部）
- ③ 市は、ウェブサイト等を通じて情報提供・共有を行う。
（企画部、健康福祉部）
- ④ 市は、発生状況に応じた市民への情報提供・共有の内容や媒体等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定する。
（総務部、健康福祉部）
- ⑤ 市は、県からの一元的な情報提供・共有を図ることが出来るよう、窓口となる担当職員を設置し、情報の集約化等、情報を分かりやすく継続的に提供を受ける体制を構築する。
（総務部、企画部、健康福祉部）

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

⑥ 情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報の提供・共有に生かす体制を構築する。 (健康福祉部)

⑦ 県は、新型インフルエンザ等の発生時に、県民からの相談に応じるため、コールセンター等を設置する準備を進める。
市は、県から相談窓口の設置準備の要請があった場合には、速やかに対応できるように調整する。

(総務部、健康福祉部)

1-1-2 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。 (総務部、健康福祉部)

1-1-3 偽・誤情報に関する啓発

市は、感染危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、AI(人工知能)技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用し偽・誤情報に関する啓発を行う。

(総務部・企画部、健康福祉部)

1-2 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

市は、情報提供・共有の体制整備等として、以下の取組を行う。

1-2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

① 市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、市民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。 (総務部、企画部、健康福祉部、市民部、関係部局)

② 市として一体的かつ整合的なワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるようにする。一元的な広報活動を行うため広報責任者の指定(配置)を含め、必要な体制を整備する。関係部局がワンボイスで行う情報提供・共有の方法等を整理する。 (総務部、企画部、健康福祉部、関係部局)

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

- ③ 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、関係団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有のあり方を整理する。(関係部局)

1-2-2 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ① 市は、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、相談窓口等の設置準備を進める。(健康福祉部)

- ② 市は、SNS の活用など理解しやすい情報提供・共有を行うため、アンケート調査等はじめ、リスクコミュニケーションの研究や取組を推進するとともに、職員に対する研修を実施し、手法の充実や改善に努める。(健康福祉部)

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生または発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等について状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、適切に判断・行動が出来るよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している正確な情報を、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに努めるなどリスクコミュニケーションを行う。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有について

- ① 県は、国の要請に基づき、県民からの一般的な問い合わせに対応するコールセンターを設置し適切な情報提供・共有を行う。

市は、県から相談窓口の設置の要請があった場合は、速やかに体制を構築する。(健康福祉部)

- ② 市は、市民等の情報収集の利便性向上のため、国、県、指定(地方)公共機関の情報等について、必要に応じて、集約の上、総覧できるウェブサイトを立ち上げる。(企画部、健康福祉部)

2-2 双方向のコミュニケーションの実施

① 市は感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供・共有だけではなく、SNS の動向や相談窓口等に寄せられた意見の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに努めるなどリスクコミュニケーションを行う。 (健康福祉部)

② 市は、相談窓口等を設置し、寄せられた質問事項等から、市民等の関心事項等を整理し、Q&A 等にして関係部局に情報提供・共有するとともに、ウェブサイト等に掲載していく。 (総務部、企画部、健康福祉部)

2-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

準備期と同様の対応を取る。 (総務部、企画部、健康福祉部)

第3節 対応期

(1) 目的

市民等が、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している正確な情報を迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向コミュニケーションに努めるなどリスクコミュニケーションを行う。

また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

3-1 基本的な方針

3-1-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

① 市は、市民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には、誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルの感染対策や、感染が疑われ、また、患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。

また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。 (総務部、教育委員会、健康福祉部、こども未来部、関係部局)

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

- ② 市は、国や県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報提供・共有を強化し、国の対策方針の迅速な把握と、対策の現場の情報提供・共有を行う。

(総務部、企画部、健康福祉部、関係部局)

- ③ 市は、市民等に対し、市内外の発生状況と具体的な対策等を情報提供・共有する。

(総務部、企画部、健康福祉部)

3-1-2 リスクコミュニケーションの実施

- ① 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供・共有だけでなく、SNS の動向や相談窓口等に寄せられた意見、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに努めるなどリスクコミュニケーションを行う。

(健康福祉部)

- ② 市は、相談窓口機能を強化し、寄せられた質問事項等から、市民等の関心事項等を整理し、Q&A 等として関係部局に情報提供・共有するとともに、ウェブサイト等に掲載していく。

(総務部、企画部、健康福祉部)

3-1-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、初動期と同様に継続して対応する。

(総務部、企画部、健康福祉部)

第3章 まん延防止

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護し、対策の実施等に当たり必要となる指標やデータ等の整理を平時から行う。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

(2) 所要の対応

1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ① 市は、新型インフルエンザ等対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命及び健康を保護するためには市民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行う必要性について理解促進を図る。

(総務部、健康福祉部)

- ② 市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないよう不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

(健康福祉部、関係部局)

- ③ 市は、県と連携して、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。

(関係部局)

- ④ 市は、平時から庁舎における感染防止対策に必要な物品を備蓄する。

(総務部、健康福祉部)

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等を整備するための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるよう、県や関係機関等に協力する。

このため、国内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるように準備等を行う。

(2) 所要の対応

市は、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

(関係部局)

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

(2) 所要の対応

3-1 まん延防止対策の内容

市は、国や国立健康危機管理研究機構(JIHS)、県等による情報収集・分析及び国や県が発出するまん延防止対策の方針に基づき、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、変異の状況、感染状況及び市民の免疫の獲得の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講ずる。

(健康福祉部)

3-2 患者や濃厚接触者以外の市民等に対する情報提供等

市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨する。

(関係部局)

3-3 病原体の性状等に応じて対応する時期

市は、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、臨床像に関する情報等に基づく国、JIHSによる分析やリスク評価の結果に基づき対応を判断する。

(健康福祉部)

3-4 特措法によらない基本的な感染症対策への移行時期

市は、それまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。 (健康福祉部)

第4章 ワクチン

第1節 準備期

(1) 目的

ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、県、医療機関や事業者等とともに必要な準備を行う。

(2) 所要の対応

1-1 ワクチンの接種に必要な資材

市は、表3-1をもとに、平時から予防接種に必要となる資材の確保・方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

(健康福祉部)

表3-1 予防接種に必要となる可能性がある資材

<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 <ul style="list-style-type: none"> ・ 血圧計 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、 抗ヒスタミン剤、 抗けいれん剤、副腎皮質ステロ イド剤等の薬液 	<p>【医師・看護師用物品】</p> <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋(S.M.L) <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	<p>【文房具類】</p> <input type="checkbox"/> ボールペン(赤・黒) <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	<p>【会場設営備品】</p> <input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫、保冷バッグ、保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

1-2 ワクチンの確保

市は、実際にワクチンの確保に当たっては、管内のワクチン配送業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時、業者を把握するほか、医療機関単位のワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの確保に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。(健康福祉部)

1-3 接種体制の構築

1-3-1 接種体制

市は、大曲仙北医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

(健康福祉部)

1-3-2 特定接種

① 医療の提供または市民生活・社会経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市の職員に対して行う特定接種は、市は、原則として集団的な接種により実施し、円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。(健康福祉部)

② 市職員等については、実施主体である市が対象者を把握し、厚生労働省に人数を報告する。(総務部・健康福祉部)

1-3-3 住民接種

市は、平時から次の(ア)から(ウ)に掲げる迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

(ア) 市は、国等の協力を得ながら居住する者に対し、速やかにワクチン接種するための体制の構築を図る。(健康福祉部)

a. 市は、住民接種については、厚生労働省及び県の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種できるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、前頁表3-1に列挙する接種に必要な資源等を明確にした上で、大曲仙北医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

- i 接種対象者数
- ii 市の人員体制の確保
- iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- iv 接種場所の確保(医療機関、公的機関等)及び運営方法の策定
- v 接種に必要な資材等の確保
- vi 国、県、市間や、大曲仙北医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- vii 接種に関する市民への周知方法の策定

b. 市は、医療機関や高齢者施設等の従事者、高齢者等の接種対象者数等を推計しておく必要がある。また、高齢者施設等の入所者や、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は県の介護保険部局、障がい保健福祉部局と衛生部局等が連携し、接種体制を検討すること。

表3-2 【接種対象者の試算方法】

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計(総人口)	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳交付数	C	
幼児	人口統計(1-6歳未満)	D	
乳児	人口統計(1歳未満)	E1	
乳児保護者※	人口統計(1歳未満)×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生 中学生 高校生相当	人口統計 (6歳-18歳未満)	F	
高齢者	人口統計(65歳以上)	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	A- (B+C+D+E1+E2+F+G) =H

※乳児(1歳未満の者)が接種不可の場合、その保護者を対象者として試算する。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

- c. 市は、医療従事者の確保について、接種方法(集団的接種・個別接種)や会場の数、開設時間の設定方法等に応じ、必要な医療従事者数の数や期間が異なることから、接種方法に応じ、必要な医療従事者数を算定すること。

また、個別接種、集団的接種いずれの場合も、大曲仙北医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得ることとする。

- d. 市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤(調製)場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起らないように配置を検討する。

また、調剤後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。

なお、医師及び看護師の配置については自らが直営運営するほか、大曲仙北医師会等と委託契約を締結し、当該地域の医師会等が運営を行うことも可能であることから、双方で協議の上、適切な体制で運営することとする。

- (イ) 市は、円滑な接種の実施のため、全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組する。
(健康福祉部)

- (ウ) 市は、速やかに接種できるよう、大曲仙北医師会等の医療関係者や公共機関関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。
(健康福祉部)

1-4 情報提供・共有

1-4-1 市民への対応

WHO が表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy(ワクチン忌避)が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、市は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者(小児の場合)等

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じた Q&A 等の提供など、双方向的な取組を進める。
(企画部・健康福祉部)

1-4-2 市における対応

市は、定期の予防接種の実施主体として、大曲仙北医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び市民への情報提供等を行うこととなり、県の支援を受けながら取り組む。

(健康福祉部)

1-4-3 保健衛生部門以外の分野との連携

市健康福祉部は、予防接種施策の推進に当たり、保健衛生部門以外の分野である、高齢者包括支援センター(介護保険)、社会福祉課(障がい福祉)等との連携及び協力が重要であり、その強化に努める必要がある。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、健康福祉部は市教育委員会等との連携を進め、必要に応じて学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を市教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める。

1-5 DXの推進

① 市は、市が活用する予防接種関係のシステム(健康管理システム等)と、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。
(健康福祉部)

② 市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう、準備を進める。ただし、電子的に通知を受けとることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する。

(健康福祉部)

③ 市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

(健康福祉部)

第2節 初動期

(1) 目的

準備期に立案した計画に基づき、接種会場、接種に携わる医療従事者等の確保等接種体制の構築を図る。

(2) 所要の対応

2-1 接種体制

2-1-1 接種体制の準備

市は、特定接種又は住民接種の実施を見据え、接種の優先順位を考慮しながら、接種体制等の必要な準備を行う。(健康福祉部)

2-1-2 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事等の確保等、接種体制の構築を行う。また、大規模接種会場の設置や職域接種等の実施の要否について検討し、これらの実施が必要な場合は、必要な準備を行う。(健康福祉部)

2-1-3 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討

市は、予防接種を行う必要があると認めるときは、医療関係者や医療団体に対して必要な協力を要請する。(健康福祉部)

2-2 ワクチンの接種に必要な資材

市は、準備期でワクチンの供給体制において必要と判断し準備した資材について適切に確保する。(健康福祉部)

2-3 ワクチン接種

2-3-1 特定接種

市は、大曲仙北医師会等の協力を得て、接種には多くの医療従事者の確保を図る。

また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて大曲仙北医師会等の支援が得られるよう必要な支援を行う。

2-3-2 住民接種

- ① 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

- ② 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署である市健康増進センターにおいて、平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、総務部総務課と協力し、全庁的な実施体制の確保を行う。
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の各担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。

予防接種の円滑な推進を図るためにも、県ならびに市社会福祉課・高齢者包括支援センター・健康増進センターが連携し行うこと(接種に係る大曲仙北医師会等の調整は、健康増進センターが行うこと等)が考えられる。

なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。
- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は大曲仙北医師会等の協力を得て、その確保に当たる。
- ⑤ 市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、大曲仙北医師会、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、公的施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。

なお、県においては、市の接種の負担を軽減するために、大規模接種会場を設けることも考えられる。
- ⑥ 市は高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県の介護保険部局等、大曲仙北医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。

- ⑦ 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。
- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。なお、具体的な医療従事者数の考え方としては、予診・接種に係る者1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや、接種後の状態観察を担当する者を1名(状態観察者は、可能であれば看護師等の医療従事者の配置が望ましい)、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員を配置できるよう調整する。
- ⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関しては大曲仙北医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、県医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行う。搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制の確保につなげる。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て市が準備する。しかし、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、大曲仙北医師会等と事前に物品の準備・備蓄について協議しておくことが必要である。協議によっては、市が独自で調達する場合は、あらかじめ、その方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。想定される必要物品は表3-3のとおりである。

表3-3 接種会場において必要と想定される資材

<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。 主な物品を以下に示す。	【医師・看護師用物品】 <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋(S/M/L) <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
<input type="checkbox"/> 血圧計 <input type="checkbox"/> 静脈路確保用品 <input type="checkbox"/> 輸液セット	【文房具類】 <input type="checkbox"/> ボールペン(赤・黒) <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
<input type="checkbox"/> 生理食塩水 <input type="checkbox"/> アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	【会場設営備品】 <input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫/保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋 等

⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げる等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の基準を遵守すること。

また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について相談する必要がある。

⑪ 感染予防の観点から、接種経路の設定にあたっては、ロープなどにより進行向に一定の流れが滞ることがないように配慮する。

また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔をとることが出来るように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能となるよう準備を行う。

第3節 対応期

(1) 目的

確保したワクチンを円滑に流通させ、構築した接種体制に基づき迅速に接種できるようにする。また、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行うとともに、健康被害の迅速な救済に努める。

あらかじめ準備期に計画した供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。さらに、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

(2) 所要の対応

3-1 ワクチンや必要な資材の供給

① 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、第4章第1節を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの供給量の調整を行う。 (健康福祉部)

② 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なおワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。

(健康福祉部)

3-2 接種体制

① 市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。 (健康福祉部)

3-2-1 特定接種

3-2-1-1 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。 (健康福祉部)

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

3-2-2 住民接種

3-2-2-1 予防接種体制の構築

- ① 市は、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。 (健康福祉部)
- ② 市は、接種状況を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。 (健康福祉部、関係部局)
- ③ 市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合場所等の設備、接種に要する資材(副反応の発生に対応するためのものも含む。)等を確保する。 (健康福祉部)
- ④ 発熱等の症状を呈している等、予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。(健康福祉部)
- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に該当者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。 (健康福祉部)
- ⑥ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市高齢者包括支援センター(介護保険)等、大曲仙北医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。 (健康福祉部)

3-2-3 接種に関する情報提供・共有

- ① 市は、国の要請を受け、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。 (健康福祉部)

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

- ② 市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。（健康福祉部）
- ③ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知することとする。なお、電子的に情報収集することが困難な方に対しては、広報への掲載等、紙での周知を実施する。（関係部局、健康福祉部）

3-2-4 接種体制の拡充

- ① 市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて公的な施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者などの接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市高齢者包括支援センター(介護保険)等や大曲仙北医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。（健康福祉部）

3-3 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき、給付が行われる。
なお、給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。（健康福祉部）
- ② 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。（健康福祉部）
- ③ 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村とする。（健康福祉部）

3-4 情報提供・共有

- ① 市は、自らが実施する予防接種に係る情報(接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。(健康福祉部)
- ② 市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種状況、各種相談窓口等、必要な情報提供を行うことも検討する。(健康福祉部)
- ③ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等周知に取り組む。(健康福祉部)

3-4-1 特定接種に係る対応

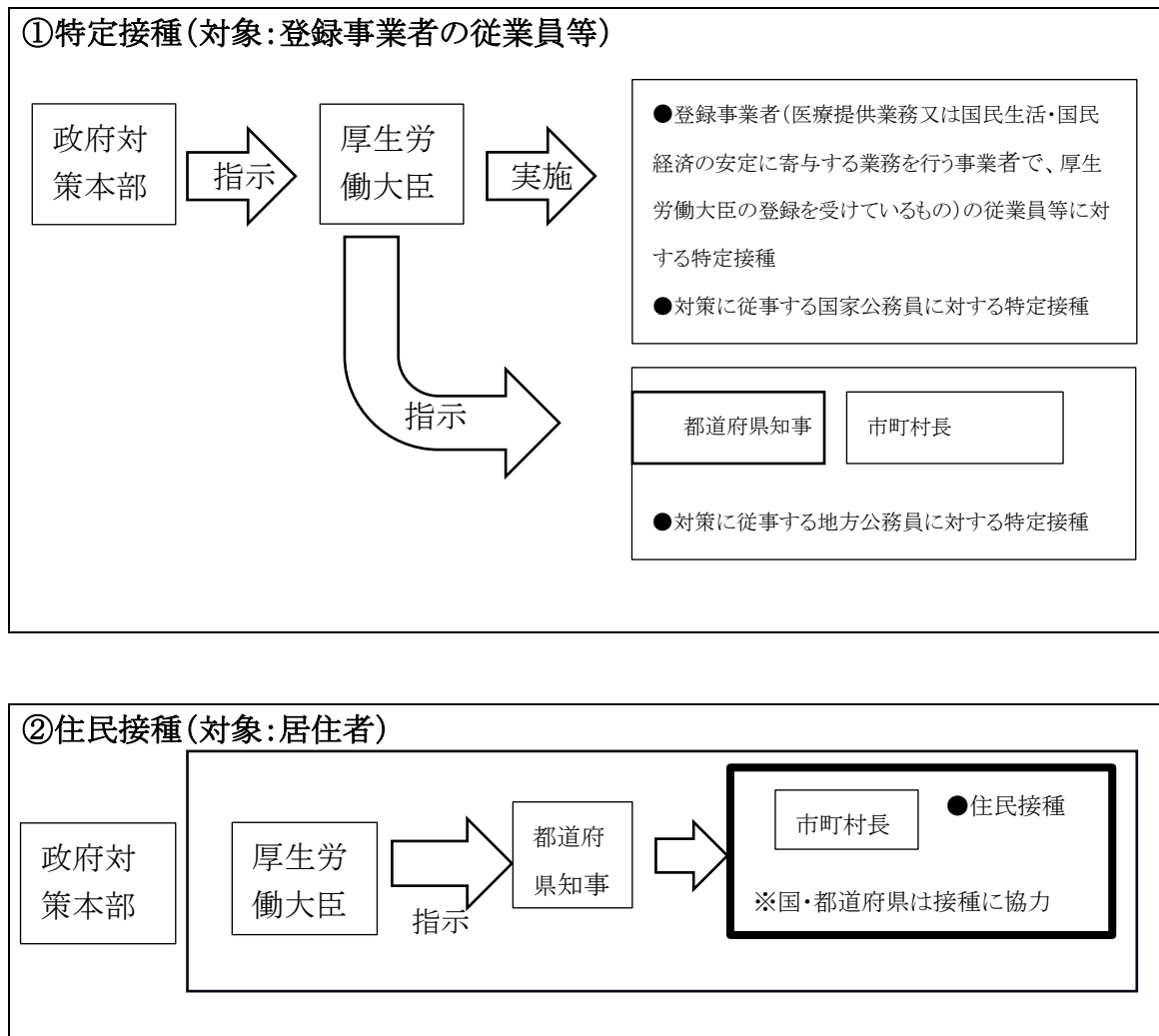
市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口(コールセンター等)の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。(健康福祉部)

3-4-2 住民接種に係る対応

- ① 市は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。(健康福祉部)
- ② 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
 - a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ③ これらを踏まえ、広報に当たっては、市は、次のような点に留意する。
 - a 接種の目的や優先接種の意義を分かりやすく伝えることが必要である。

- b ワクチンの有効性・安全性についての情報を出来る限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。
- c 接種の時期、方法など、市民一人ひとりがどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。 (企画部・健康福祉部)

図3-1 特定接種と住民接種



第5章 保健

第1節 準備期

(1) 目的

感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を、平時から構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修や、訓練の実施、感染危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、感染拡大時にも地域保健対策を継続して実施できるよう、その機能を果たすことができるようにする。

また、市と保健所等の役割分担や業務量が急増した際の両者の連携と応援や受援の体制、関係する地方公共団体間における役割分担を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにする。

(2) 所要の対応

1-1 人材の確保

市は、保健所における流行開始(新型インフルエンザ等に係る発生等の公表)から、1か月間において想定される業務量に対応するため、市からの応援派遣等、保健所の感染症有事体制を構成する人員に協力する。

(総務部、健康福祉部)

1-2 人材育成

市は、国や県において、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練の研修を積極的に活用し、感染症危機への対応能力の向上に努める。

(健康福祉部)

1-3 多様な主体との連携体制の構築

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から、県、保健所、県内市町村、大曲仙北医師会等のほか、消防との意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。

(健康福祉部)

第2節 初動期

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

(1) 目的

初動期は、市民等が不安を感じ始める時期であること、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。国・県による、新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後、市は速やかに対応できるようにする。

市民に対しても、新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症の国内発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

(2) 所要の対応

2-1 有事体制への移行準備

- ① 市は、感染症発生時における連携体制を確保するため、平時から県や秋田県健康環境センター、関係機関と協議し役割分担を確認するとともに、県より応援要請があった場合は協力する。

(総務部・健康福祉部)

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、県が定める県予防計画並びに保健所及び県健康環境センターが定める健康危機対処計画に基づき、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民等の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

(2) 所要の対応

3-1 有事体制への移行

市は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する市民の理解の増進を図るために必要な情報収集を行う。

(健康福祉部)

3-2 感染状況に応じた取組

市は、県が感染症有事体制へ切り替えた際、県から必要に応じて交代要員を含めた人員の確保のため応援派遣要請があった場合は協力する。

(総務部、健康福祉部)

3-3 主な対応業務の実施

3-3-1 健康観察及び生活支援

- ① 市は、県が実施する健康観察に協力する。

(健康福祉部)

- ② 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。
(総務部、健康福祉部)

3-3-2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 市は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について市民の理解を深めるため、市民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。
(企画部、健康福祉部)

- ② 市は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報提供・共有にあたって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、国、県の周知媒体を活用し適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。
(企画部、健康福祉部)

第6章 物資

第1節 準備期

(1) 目的

感染症対策物資等の備蓄の推進など必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

(2) 所要の対応

1 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 市は、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等の対策、実施に必要な感染症対策物資等を備蓄しておくとともに定期的に備蓄状況等を確認する。

上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

(総務部、健康福祉部、関係部局)

第2節 初動期

(1) 目的

市は、物資や資材の流通状況を踏まえて、備蓄している感染症対策物資等の供給を検討する。

(2) 所要の対応

1 感染症対策物資等と備蓄状況等の確認

市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について備蓄状況を確認する。

2 円滑な供給に向けた準備

市は、感染症対策物資等の不足が見込まれる場合もあることを想定しながら備蓄の管理を行う。

第3節 対応期

(1) 目的

市は、感染症対策物資等の流通状況の情報収集を行い、必要に応じて感染症対策物資等の供給を調整する。

(2) 所要の対応

3-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、新型インフルエンザ等対策に必要な医薬品、医療機器、個人防護具等の物資を備蓄し、整備、点検する。 (総務部、健康福祉部、関係部局)

第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及びそれらのまん延の防止に関する措置により市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。

市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨することで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び地域経済の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

(2) 所要の対応

1-1 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、庁内関係部局や関係機関との連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

(健康福祉部、関係部局)

1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時における支援の実施に係る行政手続きや支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。

その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

(企画部、健康福祉部、関係部局)

1-3 物資及び資材の備蓄

① 市は、市行動計画に基づき、備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

(総務部、健康福祉部、関係部局)

② 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを市民等に勧奨する。

(総務部、健康福祉部)

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

1-4 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。（健康福祉部）

1-5 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

市は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部局等との調整を行うものとする。（市民部・健康福祉部）

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等と呼びかける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

(2) 所要の対応

2-1 事業継続に向けた準備等の勧奨

市は、新型インフルエンザ等発生に備え、感染の可能性のある者と接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる従業員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう勧奨する。（健康福祉部・関係部局）

2-2 遺体の火葬・安置

市は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。（市民部）

第3節 対応期

(1) 目的

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及びそれらのまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に努

める。

(2) 所要の対応

3-1 市民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及びそれらのまん延の防止に関する措置により生じ得る心身の影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等)を講ずる。(関係部局)

3-1-2 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じて生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。(関係部局)

3-1-3 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休校の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。(教育委員会)

3-1-4 生活関連物資等の価格の安定等

① 市は、市民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。(関係部局)

② 市は生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(関係部局)

③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。(関係部局)

④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、生活関連物資等の買い占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)、物価統制令(昭和21年勅令第118号)その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。(関係部局)

3-1-5 埋葬・火葬の特例等

市は、初動期の対応を継続して行うとともに、必要に応じて次の対応を行う。

- ① 市は、大曲仙北広域市町村圏組合に可能な限り火葬炉の稼働を要請する。(市民部)
- ② 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。(市民部)
- ③ 市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。(市民部)
- ④ 市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。(市民部)

3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等のまん延等の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民の生活及び社会経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するための必要な財政上の措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。(経済産業部)

3-2-2 市民の生活及び社会経済の安定に関する措置

水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。(上下水道局)

略称・用語解説

本計画では、次のとおり、略称と用語の定義を解説する。

	用 語	内 容
1	新型インフルエンザ等感染症	感染症法第 6 条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症及び感染症法第 6 同条第 9 項に規定する新感染症(全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。
2	基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
3	感染危機	市民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国かつ急速にまん延し、市民の生命及び健康並びに市民生活及び市民経済に重大な影響が及ぶ事態。
4	指定(地方)公共機関	特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
5	医療措置協定	感染症法第 26 条の 3
6	検査等措置協定	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
7	登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録をうけているもの。
8	リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見を双方向に行う。

9	まん延防止等重点措置	<p>特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、市民生活及び社会経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が構ずる措置。</p> <p>例えば、措置を講ずる必要があると認める事態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。</p>
10	緊急事態措置	<p>特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。</p> <p>市民の生命及び健康を保護し、並びに市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。</p> <p>例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。</p>
11	感染症対策物資等	<p>感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品(薬機法第2条第1項に規定する医薬品)、医療機器(同条第4項に規定する医療機器)、個人防護具(着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資に必要な不可欠であると認められる物資及び資材。</p>
12	国立健康危機管理研究機構(JIHS)	<p>国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、2025年4月に設立された国立健康危機管理研究機構。国立感染研究所と国立研究開発法人国立国際医療研</p>

		究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
13	EBPM(エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング)	エビデンスに基づく政策立案。 ①政策目的を明確化させ ②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の倫理的なつながり(ロジック)を明確にし、 ③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス(根拠)を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。
14	実施体制	特措法第8条第2項第1号及び第3号に対応する記載事項。 発生段階ごとの実施体制を記載する。新型インフルエンザ等発生時の対策本部設置の基準、本部構成員等を具体的に検討する。 別途マニュアル等で定めることも想定される。必要に応じて、専門家との連携等を記載する。
15	感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く	特措法第8条第7項及び第8項。 この場合において、市が国の新型インフルエンザ等対策推進会議と同様の会議体を設置することまでは必要とされていない。なお、特措法の性格上は医学・公衆衛生の専門家に限らず、可能な範囲で法律の専門家や経済界等にも意見を聴くことが望ましい。
16	政府対策本部を設置	特措法第18条
17	財政支援	特措法第70条の2第1項。保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

18	市対策本部を設置	特措法第 34 条第 1 項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市町村は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。
19	緊急事態措置に関する総合調整を行う	特措法第 36 条第1項
20	市対策本部を廃止	特措法第 37 条の規定により読み替えて準用する特措法第 25 条。
21	相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
22	新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により市民生活及び市民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
23	Vaccine Hesitancy	日本語訳として、「ワクチン忌避」「予防接種への躊躇」等が使われている。
24	感染症対策物資等の備蓄と定期的な備蓄状況の確認	特措法第 10 条
25	災害対策基本法第 49 条	特措法第 11 条により、特措法第 10 条に規定する、感染症対策物資等の備蓄と定期的な備蓄状況の確認と兼ねることが出来る。

大仙市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 27 年 12 月 策定

令和 8 年 6 月 改定

発行者 秋田県大仙市健康福祉部 健康増進センター

〒014-0027 秋田県大仙市大曲通町 1 番 14 号

電話 0187-62-9301 FAX 0187-62-9302

E-mail kenkou@city.daisen.lg.jp